

個人型確定拠出年金（個人型 DC）愛称「iDeCo」

「iDeCo」（イデコ）は個人型確定拠出年金の愛称で、英語表記の Individual-type Defined Contribution pension plan の頭文字をとったものです。

加入者が月々の掛金を拠出（積立）し、予め用意された金融商品で運用し、60 歳以降に年金または一時金で受け取るというものです。

■3つのステップで、税制上の優遇措置があります

ステップ1（掛金を払うとき）

個人型確定拠出年金では、掛金が全額所得控除の対象となります。所得から年間の掛金を引いた金額に課税されます。

ステップ2（運用するとき）

一般の金融商品は運用益に 20.315% の税金がかかりますが、個人型確定拠出年金の場合、運用益は全額非課税となります。

ステップ3（給付金を受け取る時）

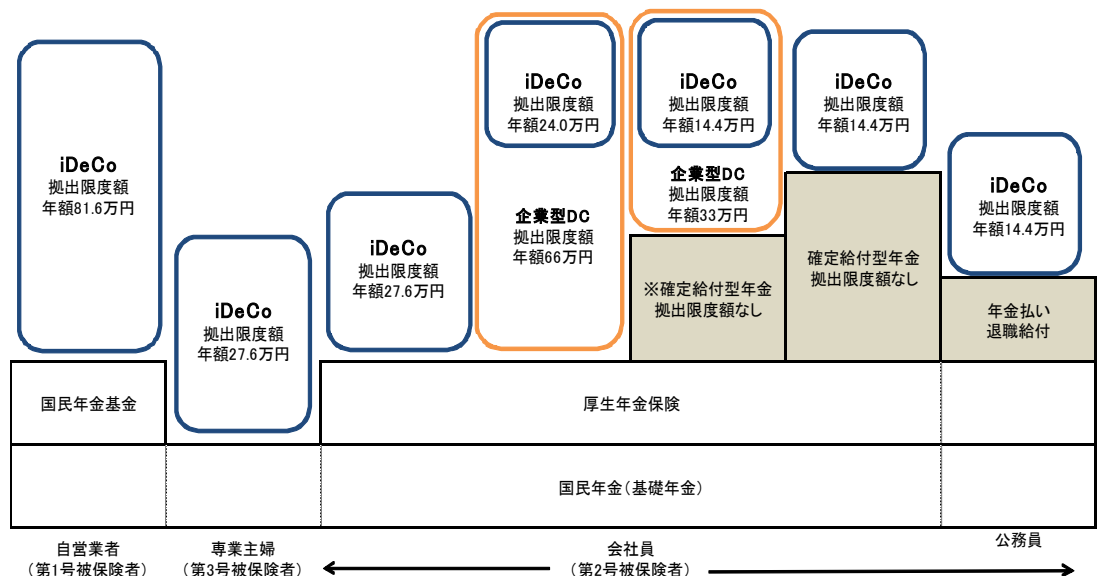
年金として受取る場合は「公的年金等控除」、一時金として受取る場合は「退職所得控除」が適用されます。

※注意点

- ・原則 60 歳まで引き出すことができません。
- ・加入者が負担する手数料（運営管理手数料や、国民年金基金連合会などに支払う手数料）があります。

■2017 年 1 月から、加入できる人が拡大

原則 60 歳未満のすべての人が確定拠出年金を利用できるようになります。企業年金に加入していない会社員、自営業の人に加えて、2017 年 1 月から新たに**企業年金に加入している会社員、公務員、専業主婦（夫）**も利用できるようになります。



※確定給付型年金・・・厚生年金基金、確定給付企業年金など

クレジットカード納付

平成29年1月4日からクレジットカードを利用して、国税（法人税、消費税、所得税等）を納付できるようになりました。

事前の手続きは特に必要なく、「国税クレジットお支払サイト」にアクセスし、氏名や住所、納付金額、クレジットカード情報等を入力するだけで納付することができます。また、クレジットカード会社毎に決められたポイントは通常通り付与されます。これまで納付書で納付していた方は、クレジットカード納付を利用することにより、わざわざ銀行に出向く必要がなくなります。

但し、納付するために決済手数料（納付金額1万円未満の場合82円、以降1万円毎に82円加算）がかかりますので注意が必要です。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）



従来の医療費控除の特例として、2017年1月から新たに「セルフメディケーション税制」が施行されます。健康維持増進および病気の予防として、健康診断や予防接種を受けている人が、対象となる医薬品の年間購入額のうち1万2千円を超える部分の金額（上限金額：8万8千円）について所得控除を受けることができる制度です。多くの対象医薬品にセルフメディケーション税制の対象製品であることを示す識別マークが表示され、対象製品を購入した際にはレシートに対象製品であることが表記されます。

但し、従来の医療費控除制度と同時に利用することはできず、どちらかを選択して確定申告をすることになります。

※健診や予防接種等を受けた際に発行される「領収書」又は「結果通知表」が必要です。

ふるさと納税「ワンストップ特例制度」の注意点

ふるさと納税のワンストップ特例制度を使うと、確定申告をせずに寄附金控除が受けられるので、この特例を使ってふるさと納税をする人が増加しています。ですが、この特例ちょっと注意が必要です。ワンストップ特例を使って寄附金控除をしたつもりでいても、後から確定申告をするとワンストップ特例の申請は取り消されてしまいます。

ワンストップ特例の申請をした後、確定申告をすることになった場合は、寄附金受領証明書を添付し、改めて確定申告での寄附金控除の手続きが必要です。（ワンストップ特例と確定申告では、必ず確定申告が優先されます。併用はできませんので注意してください。）

